

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年4月26日(2012.4.26)

【公表番号】特表2011-514419(P2011-514419A)

【公表日】平成23年5月6日(2011.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-018

【出願番号】特願2010-550865(P2010-550865)

【国際特許分類】

C 09 J 7/00 (2006.01)

C 09 J 201/00 (2006.01)

C 09 J 7/02 (2006.01)

【F I】

C 09 J 7/00

C 09 J 201/00

C 09 J 7/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月9日(2012.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1及び第2の対向する主表面とプルタブとを有する引き伸ばし剥離可能な接着剤物品であって、前記第1及び第2の主表面のうちの少なくとも1つの少なくとも一部分は接着性であり、前記接着剤物品は、引き伸ばし剥離プロセス中に前記プルタブに付加される引き伸ばし剥離力によって画定される軸に対して垂直に測定されたときに、少なくとも25:1の幅対厚さの比を有する断面積を有し、更に、前記接着剤物品は、少なくとも約90%の可視光透過率及び5%以下の曇りを有する、接着剤物品。

【請求項2】

アセンブリであって、

(a) 主表面及び周辺を有する第1の基材と、

(b) 前記第1の基材の主表面の実質的に全体に配置される連続引き伸ばし剥離可能な接着剤物品であり、前記引き伸ばし剥離可能な接着剤物品が、前記第1の基材の周辺を越えて延出する部分を含むことによってプルタブを画定する、接着剤物品と、

(c) 前記第1の基材に対向する引き伸ばし剥離接着剤物品の実質的に全体に配置された第2の基材と、

を具備するアセンブリであり、

前記引き伸ばし剥離可能な接着剤物品は延伸性であり、引き伸ばし剥離プロセス中に前記接着剤物品に付加される引き伸ばし力の方向によって画定される第1の主軸と、前記第1の主軸に沿って画定される長さと、前記第1の主軸を横切る第2の主軸と、前記第2の主軸に沿って画定される幅と、を有し、前記第1及び第2の主表面のうちの少なくとも1つの少なくとも一部分は接着性であり、前記第1の主軸に対して垂直の虚数平面で測定される前記接着剤物品の幅対前記接着剤物品の厚さの比が少なくとも約15:1である、アセンブリ。

【請求項3】

基材を液晶ディスプレイに一時的に接着剤で接合する方法であって、前記引き伸ばし剥

離可能な接着剤物品の一部分が前記基材と前記液晶ディスプレイとの間から外に延出するように、前記基材と前記液晶ディスプレイとの間に引き伸ばし剥離可能な両面接着剤物品を配置する工程を含み、前記引き伸ばし剥離可能な接着剤物品が、少なくとも約90%の可視光透過率及び約5%以下の曇りを有し、更に、前記引き伸ばし剥離可能な接着剤物品が引き伸ばしによって前記基材及び液晶ディスプレイから取り外し可能である、方法。

【請求項4】

対向する主表面を有する延伸性シートを備える引き伸ばし剥離可能な接着剤物品であって、1つの主表面の少なくとも一部分は接着性であり、前記シートは、引き伸ばし剥離プロセス中に接着剤物品に付加される引き伸ばし剥離力によって画定される軸に対して垂直に測定されたときに、少なくとも25:1の幅対厚さの比を有する断面積を有し、更に、前記接着剤物品が、少なくとも約80%の可視光透過率及び10%以下の曇りを有する、引き伸ばし剥離可能な接着剤物品。

【請求項5】

第1及び第2の対向する主表面とプルタブとを有する引き伸ばし剥離可能な接着剤物品であって、前記第1及び第2の主表面のうちの少なくとも1つの少なくとも一部分が接着性であり、前記接着剤物品が少なくとも約90%の可視光透過率及び5%以下の曇りを有する、引き伸ばし剥離可能な接着剤物品。

【請求項6】

第1及び第2の対向する主表面とプルタブとを有する引き伸ばし剥離可能な接着剤シートであって、前記第1及び第2の主表面のうちの少なくとも1つの少なくとも一部分が接着性であり、前記接着剤物品が、引き伸ばし剥離プロセス中のプルタブに付加される引き伸ばし剥離力によって画定される軸に対して垂直に測定されたときに、少なくとも30:1の幅対厚さの比を有する断面積を有する、引き伸ばし剥離可能な接着剤シート。